

	厚生労働省における障害者の就労支援体系に関する主な検討経緯等について						その他(全般・特別支援学校)		
	雇用施策	福祉施策							
ハローワーク(公共職業安定所)	地域障害者就業センター	ジョブコーチ(職場適応援助者)	障害者就業・生活支援センター	就労移行支援事業所	就労継続支援事業所	就労定着支援事業所			
研究会等による障害者の就労支援の推進に関する研究会報告書(平成19年8月)	<p>○(中略)障害者に対して広く職業相談・職業紹介等の支援を提供するとともに、企業に対して法定雇用率の達成に向けた指導及び支援を行うことを通じ、障害者の雇用機会の確保というセーフティネット機能を十分に発揮すべきである。また、職業紹介と企業指導を一体的に実施するといった行政機関としての強みを發揮し、就労支援のプロセスの中でも特に重要なマッチングを担う機関として、ネットワークの構築に中核的な役割を果たすべきである。</p> <p>○(中略)今後は、福祉施設の利用者や特別支援学校の卒業(予定)者をはじめ、きめ細かな支援を必要とする求職者の就職支援をより効果的に行うために、「チーム支援」をハローワーク業務の一環として明確に位置づけ、各ハローワークにおいては、地域の関係行政機関や支援機関への積極的な働きかけを通じて「顔の見える関係」をつくり、各機関の得意分野を活かした役割分担によって、「チーム支援」を着実に展開することが重要である。</p> <p>○(中略)こうした地域の関係行政機関や支援機関と緊密に連携した個別支援を行っていくためには、地域の支援機関等の機能に応じた役割の順位を行い、一貫した効果的な支援とすることができるよう、支援機関等に対するコーディネート力を高めることが必要である。</p> <p>○障害者と企業のマッチングをより効果的に行っていくためには、トライアル雇用や障害者委託訓練等、高い効果を發揮している支援策の充実を図り、ハローワークにおいて積極かつ効果的な活用を図ることも重要である。</p>	<p>○(中略)障害者職業総合センターを中心に全国ネットワークを形成し、豊富な支援実績に基づくノウハウを累積しており、地域における就労支援の広がりの中で、その専門性とノウハウの蓄積を活かした事業の展開を図るべきである。</p> <p>○地域の支援機関による質の高い就労支援が、どの地域においても提供されるようにするためにには、地域障害者職業センターにおいては、その専門性とノウハウを活かして、今後は、 1 地域において就労支援を担う専門的な人材の育成 2 地域の支援機関に対する助言・援助の各業務を同センターの基幹業務の一つとして新たに位置づけ、これらの業務を本格的に実施し、地域の就労支援力の底上げを図ることが必要である。</p> <p>○また、地域の就労移行支援事業等の状況を踏まえつつ、これらの支援機関との役割分担によって、「チーム支援」を着実に展開することが重要である。</p>	<p>○配置型ジョブコーチについては、就職等の困難性の高い障害者(精神障害者、発達障害者、難病者等)に対する対応とともに、第1号ジョブコーチを幅広く育成していく中で、ペア支援等を通じた第1号ジョブコーチの支援のスキルアップにのノウハウが活用されるべきである。</p> <p>第1号ジョブコーチについては、主として、障害者本人をよく理解している身近な支援者としての支援を行なうことや、所属する機関が得意とする分野(障害の種類等)のノウハウを活かした支援を担うことが期待される。</p> <p>障害者雇用の経験豊富な企業においては、自社の職場環境と適応しながら、組織から就職準備、職場定着に至るまで、個々の障害者に必要な支援をコーディネートする役割が求められる。</p>	<p>○(中略)障害者自立支援法に基づく新たなサービス体系の下で、就労移行支援事業者が就労移行支援に取り組むようになっても、障害者就業生活支援センターの就職支援に関して果たす役割のライトが小さくなるわけではなく、地域の障害者を広く支援の対象とすること、就職の前後を問わず隨時必要な支援を生活面も含めて行うこと等、就職支援において幅広い役割を果たすことが期待されており、就労移行支援事業者を含む地域の関係機関と連携しながら、組織から就職準備、職場定着に至るまで、個々の障害者に必要な支援をコーディネートする役割が求められる。</p>	<p>○(中略)各事業者が支援の質を確保し、就職に結びつく品質なサービスを提供することが必要である。そのためには、サービス管理責任者や就労支援員の就労支援に関する専門性の向上 2 企業OB等の実務経験者の活用等を進めることが重要である。</p> <p>また、事業者が行う就労支援に対して、就労支援のノウハウを有する地域障害者職業センターが技術的・専門的な親点から助言・援助を行うことも有効であると考えられる。</p>	<p>○(中略)就職者の増加に伴い、継続的な支援が必要な在職者が年々増大していることを踏まえ、定着支援において障害者就業・生活支援センターが果たしている役割について、センターの業務としてあらためて明確に配置・活用することが効果的である。また、障害者雇用の経験やノウハウが少ない企業については、配置型活用することで、日常的な相談支援を通じて不適応や離職の発生を未然に回避することができるよう、定着支援機能の強化を図ることが重要である。</p>	<p>○利用者の訓練終了後の就職を円滑に進めるためには、早い段階から、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センター等の労働関係機関との連携を図ることが重要である。さらに、職場との的確なマッチングや職場適応の支援力を高める上で、就労移行支援事業を行なう法人において、第1号ジョブコーチの配置を行なうことも有効である。</p> <p>就労移行支援事業における定着支援は、就職後6ヶ月以上行なうことされているが、継続的な支援や一定期間のフォローアップが必要な場合には、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業者等の支障機関が、ネットワークの中での個々のケースに応じて役割分担をしつつ、連携してサポートしていくことが重要である。</p>	<p>○就労移行支援事業を利用し一度は就職したものの離職に至った障害者が、再び同事業を利用して再就職を目指すことを希望する場合には、定員外での受入れに係る強引な取扱いを活用したり、障害者委託訓練の活用を図るなどして、裏チャレンジの場として再就職に向けた支援を行なうことが求められる。</p>	<p>○特別支援学校は、教育機関であるだけでなく、就労支援のネットワークの中で、障害者本人にとっての最初のガバナンス機関として定位づけられ、その役割はきわめて重要である。</p> <p>○障害者が本的に将来の進路を選択することができるよう、早い段階から本人の特性や進路希望等を的確に把握し、卒業後に就労移行支援事業での訓練や職業能力開発校での職業訓練等を通じて就職を目指すという選択肢を含め、必要な情報提供を行いつつ、進路指導を行っていく必要がある。</p> <p>○障害者が企業で働くことを主体的に希望・選択できるようにするには、進路決定に影響力をもつ保護者に対して、一般雇用に関する理解を高め、不安感を取り除き、安心感の醸成を図ることが重要である。このため、特別支援学校においては、ハローワーク等の関係機関との連携の下、保護者に対して、卒業後の職業生活、地域生活等に関する情報を提供するなど、一般雇用に関する理解を深める機会を提供し、障害者が働くことを支える体制をつくることが重要である。</p> <p>○特別支援学校においては、学校卒業後の成人期における職業生活の充実に向け、その基礎となる職業教育の充実、指導内容・方法の改善、職場実習の拡充等、地域の関係機関と連携しながら進めることが必要である。また、進路指導担当教員の専門性の向上や進路指導体制の充実を図ることも重要である。</p> <p>そのため、 1 進路指導担当教員等の就労支援に関する知識・ノウハウの習得機会の提供 2 就労支援(進路指導)を担当する専任教員の配置 3 障害者雇用の経験豊富な企業の人材の職業教育への活用等を進めることが重要である。</p> <p>また、職業教育や進路指導の充実を図るために、進路指導担当教員ではなく、学校全体で職業教育等の重要性について認識を共有し、取り組むことが重要である。 職業教育の充実、指導内容・方法の改善、職場実習の拡充等、地域の関係機関と連携しながら進めることが重要である。</p> <p>特に、居住地の市町村とは異なる区域の特別支援学校に在学する障害者が少なくないことから、特別支援学校においては、障害者の居住市町村及びネットワークとの連絡を密にし連携を図ることが重要である。</p> <p>○高等学校等においても、発達障害を含む障害者に対する職業教育や進路指導を充実するため、特別支援学校における地域の特別支援教育のセンターの機能を活用するなどして、個々の生徒の障害の状態等に応じた適切な指導を行うことが重要である。</p>

		雇用施策			福祉施策			その他(全般・特別支援学校)
審議会	ハローワーク(公共職業安定所)	地域障害者職業センター	ジョブコーチ(職場適応支援者)	障害者就業・生活支援センター	就労移行支援事業所	就労継続支援事業所	就労定着支援事業所	
平成19年労働政策審議会障害者雇用分科会意見書 (平成19年12月)	○ 第一線の労働行政機関であるハローワークは、障害者に対する職業紹介及び企業に対する指導を一層強化する必要がある。また、ハローワークが中心となって関係機関と連携して支援を行う「チーム支援」を着実に実施するとともに、職場実習、トライアル雇用等の支援策の充実・活用により、障害者と企業のマッチングを効果的に行っていく必要がある。さらに、ハローワークは 就労支援の中でも特に重要なマッチングを担当機関であることから、地域のネットワークの確立に中核的な役割を果たすとともに、関係機関と連携して支援を行なうために、支援機関等に対するコードニアート力を高めることが適当である。	○ 地域障害者職業センターは、各都道府県における中核的な職業リハビリテーション機関として設置され、障害者職業総合センターを中心全国ネットワークを形成し、豊富な支援実績に基づくノウハウを蓄積している。地域のネットワークを形成する支援機関において、質の高い就労支援が提供されるようするためには、地域障害者職業センターの専門性とノウハウをいかして、今後は、(1)地域において就労支援を担う専門的人材の育成、(2)地域の就労支援機関に対する助言・援助の業務を本格的に実施し、地域の就労支援の向上を図ることが適当である。	○ (中略)専門的の支援を行うジョブコーチを含め、就労支援を担う人材に必要なスキル・能力をレベルごとに明確化するとともに、育成方法や能力評価の仕組み等について幅広い見地から検討することが適当である。また、こうした育成の機会は全国各地で求められていることから、就労支援のノウハウや研修の実績を有する機関が率先して専門的な人材の育成に取り組むことが適当である。さらに、就労支援を担う人材については、就労支援機関における人材の安定的な確保や専門性の向上を図ることが重要であることから、その待遇やキャリア形成について十分に配慮することが必要である。なお、福祉系の大学の課程や、社会福祉士等の専門資格取得に必要なカリキュラムにおいて職業リハビリテーションが盛り込まれることも重要である。	○ 障害者就業・生活支援センターは、福祉から雇用への円滑な移行を促進するとともに、 障害者の身近な地域で職業生活の継続を支えるための支援を生活面も含めて行なう機能としての重要な機能 を担っている。しかししながら、現在の設置状況は、全障害保健福祉圏域のうち3分の1程度の圏域にとどまっており、今後、計画的かつ早急な設置が必要である。また、 地域のネットワークの中で、地域の障害者を対象とした就労準備から就労定着に至るまで必要な支援を生活面も含めて幅広く行うこと から、専門性の確保、実施体制の充実・強化を図ることが適当である。	—	—	—	—
平成20年社会保障審議会障害者部会報告書 (平成20年12月)	—	○ 就労支援を担当する職員について、一般就労への移行支援のノウハウを習得する研修を受講した者等、就労支援ノウハウを有する者の配置を促進していくべきである。 また、そうした人材が配置できない場合にも、 地域障害者職業センターの専門的な助言・援助等の支援や、ハローワークや障害者就業・生活支援センターとの連携を図ることなどにより、就労移行支援事業の質の向上を図っていくべきである。	○ 就労支援を担当する職員について、一般就労への移行支援のノウハウを習得する研修を受講した者等、就労支援ノウハウを有する者の配置を促進していくべきである。 また、そうした人材が配置できない場合にも、 地域障害者職業センターの専門的な助言・援助等の支援や、ハローワークや障害者就業・生活支援センターとの連携を図ることなどにより、就労移行支援事業の質の向上を図っていくべきである。	○ 障害者就業・生活支援センターについて、雇用面・生活面の一体的な支援が効果を上げていることから、障害福祉圏域ごとの整備を進めるとともに、 一般就労している者への継続的な支援 や利用の促進を含め、同センターがよりその機能を発揮できるよう、 地域の福祉開拓機関や就労支援機関との間で、役割の整理と連携の強化 を進めるべきである。	(一般就労への移行の成果の評価の在り方等) ○ 一般就労への移行を促していくためには、障害者雇用に対する企業の理解を促進していくとともに、広く障害者本人や関係する者、更には国民全体の意識を醸成していくことも重要である。働く意欲のある障害者を支援していく同時に、障害者が潜在的に持っている働く意欲を引き出し、育てていくことも重要である。 ○ また、企業の採用時期が4月以外の時期も多いことを踏まえると、年度中途における企業の採用に向けた就労移行支援事業による実習を行うことも有効、という観点を関係者が共有することが重要である。 (福祉現場の本人への外部からのアプローチ) ○ 障害者本人の一般的就労の可能性を最大限に引き出すことができるよう、職場での実習や体験など、一般就労についての実感や意欲によってがんばる機会の拡大が図られるよう支援すべきである。 (支援ノウハウを持った専門職の配置) ○ 就労支援を担当する職員について、一般就労への移行支援ノウハウを有する者等、就労支援ノウハウを有する者の配置を促進していくべきである。 また、そうした人材が配置できない場合にも、 地域障害者職業センターの専門的な助言・援助等の支援や、ハローワークや障害者就業・生活支援センターとの連携を図ることなどにより、就労移行支援事業の質の向上を図っていくべきである。	(福祉現場の本人への外部からのアプローチ) ○ 一般就労への移行を促進するため、就労継続支援等の支給決定時や支給決定更新時において、本人への外部の情報の提供など、 第三者の視点による課わりを充実させる ことが重要である。 (就労継続支援A型の充実) ○ 就労契約に基づく就労の機会を提供する場である 労働基準監視官の監視所 について、監視からの監視に関する監査結果等、その内容を囲って述べるべきである。 (就労継続支援B型の充実) ○ 就労継続支援B型の新規利用について は、利用する就労支援サービスが適切か否かを判断するための客観的指標の作成が困難である中で、障害者本人の希望を尊重しつつ就労の可能性を見出す機会を制度的にも設けておく必要があるとの考え方に基づき、就労移行支援事業を利用した上で型を利用することを原則としている。 ○ 一方で、 ① 指導支援事業者による調整等により、就労移行支援事業をなくしても型を利用できるようにすべきではないかとの意見がある。 ② 学校在学時の情報が得られれば、必ずしも就労移行支援事業を経ることを条件としなくても良いとの意見がある。 ③ 他方、 ④ 就労移行支援事業者において、本人の適性をよく見て上で、必要であれば、B型に移るという形を取るべきである。 ⑤ 一般就労の可能性にチャレンジする意味から必要との意見がある。 以上の踏まえと、 就労支援障害の本件の実施検証に当たっては、本人の能力・適性について短期間のアセスメントを終ることが必要 と考えられる。 その際、アセスメントにおいては、他に客観的な判定の手段がないことから、暫定支給決定により就労移行支援事業等を利用して行なうことが必要があるが、あくまで支給決定プロセスの中でのアセスメントのための利用であり、短期間でも可能なことを明確化することで、柔軟に対応できるようにすべきと考えられる。 さらに、 アセスメントのために、労働基準監視官の監視を図っていくこと についても検討すべきである。	[全般] (雇用施策等との連携の強化) ○ 障害者雇用施策等との連携強化については、関係機関の役割分担を明確にした上で、会議等の一体的な運営や合同開催など、具体的な取組の中で、より一層の連携につながるような体制の構築を進めるべきである。 (その他) ○ 福祉施策における就労支援について 労働基準からみた場合の位置付けや課題、A型における雇用契約と利用契約の関係、 住宅就労の在り方を含め、障害者の就労支援に關する福祉施策と労働施策、就効施策との關係のあるべき方向について、今後とも更に検討していくべきである。	[特別支援学校] ○ 特別支援学校や高等学校等の在学中から、企業での体験実習等により、働くことの意識を育てる取組が有効であることから、 卒業後の就労に向けた訓練等も視野に入れ、体験的に就労移行支援事業等の福祉サービス等を利用するようにしていくこと が重要である。

	厚生労働省における障害者の就労支援体系に関する主な検討経緯等について						その他(全般・特別支援学校)	
	雇用施策			福祉施策				
ハローワーク(公共職業安定所)	地域障害者職業センター	ジョブコーチ(職場適応援助者)	障害者就業・生活支援センター	就労移行支援事業所	就労継続支援事業所	就労定着支援事業所		
研究会等 地域の就労支援の在り方に關する研究会報告書(平成24年8月)	<p>〇 ハローワークは、平成19年報告書において、「(中略)就労支援のプロセスの中でも特に重要なマッチングを担う機関として、ネットワークの構築に中核的な役割を果たすべきである」とされたところであるが、いまとその役割は変わっておらず、今後は、この役割を踏まえつつ、以下に重点を置いた取組を行ふべきである。(中略)</p> <p>・ 雇用組織の乏しい企業の不安を解消すること、ハローワークが中心となって、雇用事例や雇用管理等に係る具体的な情報提供や助言、意識啓発、助成金などの支援、先進企業の見学のあっせんなどをを行うこと。</p> <p>・ 企業において障害者に対する職場実習などの取組がより積極的に行われるようになりますため、障害者就業・生活支援センターへ送り出し機関等とも連携しつつ、職場実習先の開拓、あっせんを行うこと。</p> <p>・ ハローワークによる事業所訪問や障害者への個別面接等の職場定着指導、支援は、虐待の未然防止、早期発見等虐待防止に関する観点からも重要なことから、障害者虐待防止法の施行を歓迎し、園体健闘との連携の下、助言勧告、こうした指導、支援を推進すること、併せて、都道府県労働局との連携の下、障害者虐待防止法等に係る周知啓発を行うこと。</p> <p>・ 送り出し機関や障害者就業・生活支援センターによる支援を受けていない障害者に対して、就職の前段階から適切な支援体制について、就職の前段階から適切な支援体制について、就職の前段階から適切な支援体制について助言・指導を行うこと。</p> <p>・ 障害者を専門ではない一般窓口での対応を含め、精神障害者や発達障害者等に対する専門的な支援の強化を図るとともに、重度の身体障害者や知的障害者などに対しても引き続き細やかな支援を行うこと。</p> <p>・ チーム支援において、福祉施設や特別支援学校、障害者就業・生活支援センター等のほか、必要に応じて、医療機関もメンバーに加えるなど、障害者に対するチーム支援の強化を行ふこと。また、就職した障害者に対して、医療機関や企業担当者、生活支援機関もメンバーに入れた職場定着のためのチーム支援を行うこと。</p> <p>・ 引き続き、障害者トライアル雇用や障害者委託訓練等の支援策の効果的な活用を図っていくこと。</p>	<p>〇 地域障害者職業センターは、平成19年報告書において、「(中略)1地域において就労支援を担う専門的な人材の育成、各業務を同センターの基幹業務の一つとして新たに位置づけ、これらの業務を本格的に実施し、地域の就労支援機関の底上げを図ること」、また、「就職等の困難性の高い障害者(精神障害者、発達障害者、難病者等)に対する専門的・具体的なニーズに的確に対応するため、今後は、以下の課題を踏まえ、今後のジョブコーチ制度の見直しについて検討すべきである。</p> <p>・ ジョブコーチの養成に当たっては、単に養成数を増やすだけではなく、質の確保に努めるとともに、研修修了者のジョブコーチとしての活動促進を図ることが必要であること。</p> <p>・ 視覚障害者や聴覚障害者の職場適応を支援するため、手話ができるジョブコーチや視覚障害の特性に対応できるジョブコーチが必要であること。</p> <p>・ 一定の活動実績があるジョブコーチが安定して支援でき、より高度な専門性を発揮できるようにすることが必要であること。</p> <p>・ 就職の前段階から適切な支援体制について助言・指導を行うこと。</p> <p>・ 就労支援機関間の就労支援に係る経験・能力の差が大きいため、そういう機関に対して、就労支援のスキルを積極的に提供すること、あわせて、地域の就労支援ネットワークの実情も踏まえ、地域内の就労支援機関に対して、就職の前段階から適切な支援体制について助言・指導を行うこと。</p>	<p>〇 ジョブコーチ(職場適応援助者)については、平成19年報告書において、「(中略)障害者の円滑な就職と職場への適応を進める上で、きわめて有効な方法である」とされたところである。</p> <p>〇 ジョブコーチの重要性は、今後ますます高まると考えられるが、企業や障害者の困難性の高い障害者(精神障害者、発達障害者、難病者等)に対する専門的・具体的なニーズに的確に対応するため、今後は、以下の課題を踏まえ、今後のジョブコーチ制度の見直しについて検討すべきである。</p> <p>・ ジョブコーチの養成に当たっては、単に養成数を増やすだけではなく、質の確保に努めるとともに、研修修了者のジョブコーチとしての活動促進を図ることが必要であること。</p> <p>・ 視覚障害者や聴覚障害者の職場適応を支援するため、手話ができるジョブコーチや視覚障害の特性に対応できるジョブコーチが必要であること。</p> <p>・ 一定の活動実績があるジョブコーチが安定して支援でき、より高度な専門性を発揮できるようにすることが必要であること。</p> <p>・ 就職の前段階から適切な支援体制について助言・指導を行うこと。</p> <p>・ 就労支援機関間の就労支援に係る経験・能力の差が大きいため、そういう機関に対して、就労支援のスキルを積極的に提供すること、あわせて、地域の就労支援ネットワークの実情も踏まえ、地域内の就労支援機関に対して、就職の前段階から適切な支援体制について助言・指導を行うこと。</p>	<p>〇 就労移行支援事業所は、平成19年報告書において、「(中略)一般雇用に必要な知識の習得及び能力の向上を一定期間にわたって計画的にを行い、企業に送り出す役割が求められる」とされたところである。このため、引き続き、一般雇用に必要な知識の習得や能力の向上を行い、企業に障害者を送り出すことが必要である。</p> <p>特に、以下に掲げる職場定着支援や、生活支援に係る園体健闘との連携、能力による生活支援、地域のネットワーク構築に係る「中略」の取り組みを行うべきである。</p> <p>〇 就労の可能性のある障害者が、地域レベルで適切なアセスメントを受けられ、就労に向けた支援を受けられるようにすることが必要であり、アセスメントの質の向上や普及も含めた、就労移行支援事業所におけるアセスメントの在り方が課題となっている。</p> <p>〇 就労移行支援事業所において就労系障害福祉サービスの利用にかかるアセスメントを行うこととされたものの、そのための体制が十分でない地域もあり、就労系障害福祉サービスの適切な利用にかかるアセスメントの質の向上や普及も含めた、就労移行支援事業所におけるアセスメントの在り方が課題となっている。</p> <p>〇 就労移行支援事業所において就労系障害福祉サービスの利用にかかるアセスメントを行うこととされたものの、そのための体制が十分でない地域もあり、就労系障害福祉サービスの適切な利用にかかるアセスメントの質の向上や普及も含めた、就労移行支援事業所におけるアセスメントの在り方が課題となっている。</p> <p>〇 今後は、こうした就労移行支援事業所の質の向上や普及とともに、障害者就業・生活支援センターのモデル事業の実施状況を踏まえつつ、相談支援事業所等との連携の在り方も含め、障害者就業・生活支援センターにおける就労系障害福祉サービスの利用にかかるアセスメントの支援を検討することが必要である。</p> <p>〇 精神障害や発達障害、高次脳機能障害、難病などの障害者に対する適切な対応が行われるために、相談・面接のほか、就労移行支援事業所等での作業評価、企業での実習を通しての評価、生活面についての評価、年齢や能力に配慮した柔軟な働き方や、就労移行支援事業所へ向けての就労支援の実施を行った受け皿の検討が必要である。</p> <p>〇 就労支援を希望する発達障害者が増加しているが、その中には、他の障害がある方と一緒に障害福祉サービスを利用することに抵抗感を持つ者も少なくない。このため、このような点に配慮しつつ、地域の実情に応じて、発達障害者など特定の障害種別に特化した就労移行支援事業所を作れる際や、既存の就労移行支援事業所が新たに受け入れる際の検討においては、今後、こうした精神的把握を行い、園体健闘へ提供するといったコーディネートの役割が期待される。</p>				
審議会 平成25年労働政策審議会障害者雇用分科会意見書(平成25年3月)								

厚生労働省における障害者の就労支援体系に関する主な検討経緯等について

	雇用施策							その他(全般・特別支援学校)	
	ハローワーク(公共職業安定所)	地域障害者職業センター	ジョブコーチ(職場適応援助者)	障害者就業・生活支援センター	就労移行支援事業所	就労継続支援事業所	就労定着支援事業所		
研究会等	地域の就労支援の在り方にに関する研究会報告書(第2次) (平成26年3月)		<p>○ ジョブコーチは、障害者の職場適応を容易にするため、直接職場にに向いて、障害者及び事業主双方に対し、仕事の進め方やコミュニケーション等の実際で生じる様々な課題を図るために支援を行つのであり、障害者が円滑な就職と職場への適応、その後に発生する多様な課題への対応を図る上で、極めて有効な施策であり、今後とも、その充実・強化が必要である。</p> <p>(医療機関との連携)</p> <p>○ (中略) 医療機関を活用した支援も必要である。現在、国において、医療機関による就労支援の取組と医療機関と連携して就労支援を行う取組を促進するためのモデル事業が行われており、今後、この中で得られる支援ノウハウ等の成果について医療機関等に対して普及を図っていくことも重要である。</p> <p>(専門家の活用促進)</p> <p>○ 医療機関にいる精神保健福祉士(PSW)等の専門家がジョブコーチとしての役割を果たすために必要な知識を得てしやすい仕組みの構築が求められる。</p> <p>○ 視覚障害者や聴覚障害者の障害特性に対するできるジョブコーチの必要性が指摘されたところであるが、当該障害者や支援方法についての知識を有する障害者支援機関又は専門家の活用が有効であり、具体的には視覚障害者、聴覚障害者の支援団体等に所属する専門家が、ジョブコーチとして活動することを容易にすることが求められる。</p> <p>○ 精神障害者の支援では精神障害に対する専門的な知識が、膝下障害者の支援では支援機器・ソフツの活用が、聴覚障害者の支援では手話通訳等の活用が必須となることが多いため、ジョブコーチにこうした知識等の取得が望ましいものの、まずは必要なときにジョブコーチが上記のような専門家を活用できる体制を構築することが必要である。</p> <p>(ジョブコーチの支援能力の向上)</p> <p>○ 経験豊富なジョブコーチが指導・助言を行うことにより、経験の浅いジョブコーチへは、経験豊富なジョブコーチによる向上を図ることが有効と考えられ、経験豊富なジョブコーチに地域でのジョブコーチへの指導・助言を行う機能を持たせることが必要である。</p> <p>○ (中略) 地域内の企業のジョブコーチ支援等のニーズへの対応能力の底上げを図るには、経験豊富なジョブコーチが地域に継続して配置されるようになることが重要である。どの地域においても経験豊富なジョブコーチが地域のジョブコーチへの指導・助言を行う体制を構築することが効果的であり、障害保健福祉圏域ごとに存在し、地域の就労支援についてコーディネーター機能を果たす障害者就業・生活支援センターに経験豊富なジョブコーチを配置することが最も有効と考えられる。</p> <p>(企業のニーズへの対応)</p> <p>○ 企業から支援要請を受けた障害者就業・生活支援センターは迅速に対応する必要があるが、(中略)これらを迅速かつ的確に行うためには、経験豊富なジョブコーチのよろずな障害者の支援に関する十分な知識と経験を持つ者がこれにあたることが適当である。</p>	<p>○ 障害者就業・生活支援センターは、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者をその支援対象としており、障害の関係機関と連携しながら相談から就業準備と職場定着に至るまで、個々の障害者に必要な支援をコーディネートする役割が求められるとともに、地域の状況に応じて自ら定着支援を行うなど、その役割は拡大しており、地域の支援機関の中心として、ますます充実を図る必要がある。</p> <p>○ (中略) 障害者就業・生活支援センターにおける精神障害者の就労支援能力をさらに向上することが重要であり、障害者就業・生活支援センターの職員の研修の充実強化を図ることが必要である。なお、近年、発達障害、高次脳機能障害、難病等により支援を必要とする者が増加していることから、これらの障害についても対応できるよう研修を充実する必要がある。</p> <p>○ 精神障害者の支援については、その障害特性が理解されにくく、個人差も大きいことを踏まえると、精神科医、精神保健福祉士(PSW)等の外部専門家を活用することも必要である。このため、現行の障害者就業支援アドバイザー事業により就労に十分な知識のある医療機関関係者等を活用する等、専門家の活用促進を図ることも必要である。</p> <p>○ (中略) 障害者就業・生活支援センターは自ら定着支援を実施するほか、周囲の利用可能な社会資源に連携を図り、適切な支援機関を紹介するようなコーディネーター機能を果たすことでも必要である。</p> <p>○ 企業からの支援要請の第一次的な相談窓口となり、また必要に応じ関係機関を紹介する機能を果たす機関として、障害者就業・生活支援センターが適切であることを踏まえると、実際に障害者就業・生活支援センターが企業が必要とする支援を把握し、適切な支援を自ら実施する、あるいは必要に応じ関係機関に紹介するといった機能を果たすためには、障害者の職場定着に当たって生じた問題の所在を把握し、必要に応じ自ら支援することもできる経験豊富なジョブコーチを配置することが効果的である。(中略)</p>					

厚生労働省における障害者の就労支援体系に関する主な検討経緯等について

	雇用施策						その他(全般・特別支援学校)	
	ハローワーク(公共職業安定所)	地域障害者職業センター	ジョブコーチ(職場適応援助者)	障害者就業・生活支援センター	就労移行支援事業所	就労継続支援事業所		
審議会 平成27年社会保障審議会障害者部会報告書 (平成27年12月)	—	—	—	—	○ 就労移行支援については、平成27年度報酬改定の効果も踏まえつつ、 一般就労への移行実績を踏まえたメリハリをつけた障害者子育て支援のノウハウの共有等を進めるべきである。 あわせて、支援を行う人材の育成(実地研修を含む。)や 支援のノウハウの共有等を進めるべきである。	○ 就労継続支援について は、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して就業の機会の提供等を行うこととしており、こうしたサービスを利用する中で、能力を向上させ一般就労が可能になる障害者もいることから、 一般就労に向けた支援や一般就労への移行実績も踏まえた評価を行うべきである。 また、 就労継続支援日型について は、高工賃を実現している事業所を適切に評価するなどメリハリをつけるべきである。 就労継続支援A型について は、事業所の実態が様々であることなどを踏まえ、利用者の就労の質を高め、適切な事業運営が図られるよう、運営基準の見直し等を行うべきである。 就労継続支援B型の利用希望者に対して本年度から本格実施されている就労アセスメントの状況把握・検証を行うとともに、その効果的かつ円滑な実施が可能な体制を整備しつつ、対象範囲を拡大していくべきである。	○ 障害者の就労定着支援について、就業面の支援は、基本的には企業の合理的配慮や労働政策の中で行われるべきものであるが、また、就業に伴う生活面の支援は、障害者就業・生活支援センター(生活支援員)や就労移行支援事業所が中心となって実施している。 一般就労への移行実績も踏まえた評価を行うべきである。 また、 就労継続支援日型について は、平成30年度から精神障害者の雇用についても算入される予定である。今後、在職障害者の就業に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。企業に雇用された障害者の早期離職を防ぎ、職場に定着することは、障害者の自立した生活を実現するとともに、障害福祉サービスを持続可能なものとする観点からも重要である。 就労継続支援日型の利用希望者に対して本年度から本格実施されている就労アセスメントの状況把握・検証を行うとともに、その効果的かつ円滑な実施が可能な体制を整備しつつ、対象範囲を拡大していくべきである。	○ 在職障害者の就業に伴う生活上の支援ニーズに対応するため、財源の確保にも留意しつつ、就労定着支援を強化すべきである。具体的には、 就労継続支援サービスを受けていた障害者など、就労定着に向けた支援が必要な障害者に対して、一定の期間、労働施策等と連携して、就労定着に向けた支援(企業・家族との連絡調整や生活支援等)を集中的に提供するサービスを新たに位置付けるべきである。 ○ 就労定着に当たっては、企業の協力も重要なことから、障害者就業・生活支援センター・事業の充実や企業に対する情報・雇用ノウハウの提供など、引き続き、 労働政策との連携を図るべきである。

厚生労働省における障害者の就労支援体系に関する主な検討経緯等について							その他(全般・特別支援学校)	
雇用施策		福祉施策						
	ハローワーク(公共職業安定所)	地域障害者職業センター	ジョブコーチ(職場適応援助者)	障害者就業・生活支援センター	就労移行支援事業所	就労継続支援事業所	就労定着支援事業所	
研究会等	今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会報告書 (平成30年7月)	○ハローワークには、他の就労支援等を受けていない障害者も多く来所することから、引き続き、就労を希望する障害者の障害特性の多様化等に対応して、 障害者本人が実際に必要な地域の支援に適切に結びつけていくとともに、地域の就労支援機関とのチーム支援等を活用した効果的な職業紹介・職場定着支援に結びつけていく 必要がある。	○地域障害者職業センターの役割として、障害者雇用促進法上、「雇用されている知的障害者等に対する職場精神障害等を雇用する企業による、助言及び指導」が掲げられているところであり、引き続き重要な取組ではあるが、近年、地域の就労支援機関等で、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構における職場適応支援等は比較的対応できるケースが増えていること等から、今年度から開始された第四期中期計画(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による五ヶ年の事業計画)においては、より個別性の高いサポートを必要とし成果の出づらいケースの多い 知能障害・発達障害・高次脳機能障害に対する支援を重点的に実施するよう目標設定を行っているところである。また、地域の支援機関の質を引き上げていくため、職業リハビリテーションに關する助言援助等を就労移行支援事業所等に対して実施することとされており、積極的な取組が求められるところである。	○ジョブコーチについては、精神障害者等の職場定着が課題となる中、精神障害者等を雇用する企業に「 企業内で直接的に支援を行っていきこの効果が認識されている 」ことの効果が認識されているところであり、引き続き重要な取組ではあるが、近年、地域の就労支援機関等で、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構におけるジョブコーチの養成数を倍増させたところである。養成に当たっては、特に企業在籍型のジョブコーチが引き継ぎ能力の醸成を図れるよう、フォローアップ研修の積極的な活用やネットワークの構築・活用等を進めいく必要がある。また、精神・発達障害者、聴覚障害者や視覚障害等について、ジョブコーチのフォローアップ研修等を活用して、それぞれの 支援対象者に応じた専門的な知識を獲得できる場を設備していく 必要がある。	○障害者就業・生活支援センターにおいては、 企業の障害者一人ひとりのニーズに応じた地域の支援機関のハブとしての役割に加え、障害の支援範囲のネットワークのハブとしての役割が期待される 。具体的には、地域のあらゆる支援機関等の支援力の底上げに取り、地域の支援機関が自らの支援する障害者に対して自力で適切な就労支援等を実施できるよう、障害者就業・生活支援センターが 地域の支援機関の支援手法に対する助言・相談支援を実施する 。障害者就業・生活支援センターで培った就労支援、「ウハウの移転を進める等、地域の中心としての役割を果たしていく」というものである。特に、地域障害者職業センターにおいては、障害者職業カウンセラー等が障害者雇用の困難事例への対応や先進的事例の收集等を行っていくのに対し、障害者就業・生活支援センターにおいては、「こうした事例等を十分に現実感し自ら実験する中で、地域の様々な支援機関や医療機関等における障害者雇用の促進に対する課題の把握を図るとともに、生活面での支援と一体となった就労支援の進め方等に対する「ウハウの提供等が求められているものと言える。	(障害者雇用率制度について) ○現在の法定雇用率の計算式に当たっては、就労継続支援A型事業所の利用者についても雇用契約を締結していることから、計算式の分子(雇用されている障害者)の内にも含まれている。就労継続支援A型事業所における雇用については、利用者である雇用者の数等に応じて障害福祉サービスの報酬が支払われる等、いわゆる一般的の雇用とは異なることから、就労継続支援A型事業所の報酬は増えたほど法定雇用率が引き上げられてしまうような仕組みは適切ではないとの意見が多く示され、法定雇用率の設定に当たっては、計算式の方の数値から就労継続支援A型事業所の利用者数を控除した数を用いるべきとの意見も示されています。 今後、法定雇用率の設定について、前述のような方法で決定していくこととする場合には、議論の際の参考データとして就労継続支援A型事業所の利用者を控除了した結果について考慮しつつ、議論していくことを考えらる。	(障害者雇用率制度について) ○その場合、後述の論議とも連携するが、就労継続支援A型事業所の利用者については、一般的の雇用とは異なるものがあることを前提にするのではなく、法定雇用率の計算式から控除するだけではなく、障害者雇用調整金及び報酬金の支給対象しないことや、当該事業所の利用者で障害者雇用率制度における雇用者とみなさない等の対応を検討すべきとの見識も示された。	【全般】 (高年齢層の障害者に対する雇用継続支援の在り方) ○障害者が希望に応じてできる限り長く働くことができるようにするためには、雇用する障害者に対する適切な雇用管理や合理的配慮の提供を行うことはもちろん、例えば、グループホームにおける日常生活や健康上の管理の支援、地域活動における余暇活動の支援といった福祉との連携も重要である。加えて、障害者本人の体力が低下すること等を踏まえると、 企業がキャリア形成や配置転換等の環境整備を行った上で、本人が希望する場合等には、福利的就労への移行が円滑に進むよう支援体制を整備しておく ことも、障害者本人の就業・生活支援の観点から重要である。
審議会	平成30年労働政策審議会障害者雇用分科会意見書 (平成31年2月)	—	—	—	—	—	—	
					○就労継続支援A型事業所の見直しが近年行われてきたことに留意して、障害者雇用に当たって特別にかかる費用と企業規模の関係、納付金制度に基づく調整金と就労継続支援A型事業所に支給される障害福祉サービスの報酬との関係等の整理を踏まえつつ、大企業及び 就労継続支援A型事業所に対する障害者雇用調整金の取扱い について、労働施策と福祉施策の連携を進めながら、引き続き検討することが適当である。	【全般】 ○自家や就労施設等での障害者の就業機会の確保 について、労働施策と福祉施策の連携を進めながら、引き続き検討することが適当である。 ○ 障害者雇用率制度の対象障害者の範囲 について、諸外国における組織も参考にしつつ、労働施策と福祉施策の連携を進めながら、引き続き検討することが適当である。 ○ 重度身体障害者等において、選択に係る継続的な支援のニーズ が存在することを踏まえつつ、通勤支援の在り方にについて労働施策と福祉施策の連携を進めながら、引き続き検討することが適当である。		